

# 令和6年8月始良市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時：令和6年9月2日(月) 午後1時30分～午後3時10分
2. 開催場所：始良市役所 本館4階 入札室
3. 出席委員：農業委員 農地利用最適化推進委員

## 【農業委員】

1番	杉尾 敏憲	11番	本村 正一
2番	白尾 親昭	12番	坂元 廣幸
3番	岩元 律子	13番	牧野田 隆平
4番	森山 良久	14番	松元 信道
5番	山下 妙子	15番	平 富士夫
6番	市野 たつ子	16番	内甕 達也
7番	猶木 悟	17番	西 泰行
8番	市蘭 由美子	18番	宮原 千年
9番	大重 孝司	19番	夏田 恒
10番	小長野 誠		

欠席：5番山下 妙子

## 農地利用最適化推進委員

1番	上福元 克己	7番	橋本 好文
2番	長野 洋一	8番	比良 文識
3番	松永 政裕	9番	内村 幸雄
4番	松元 健一		
5番	池端 隆志	11番	扇蘭 弘行
6番	堂前 澄男	12番	柚木 利雄

## 4. 議事日程

01. 議事録署名委員の指名
02. 会議書記の指名
03. 議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
04. 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
05. 議案第3号 農地転用事業計画変更申請について
06. 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
07. 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
08. 議案第6号 非農地証明願について
09. 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(貸借)について
10. 農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
11. その他

## 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 事務局長補佐兼農地係長 事務局長補佐兼振興係長 農地係主事  
振興係主任主査

事務局	姿勢を正してください。一同礼。
議長	ただいまから、令和6年8月、始良市農業委員会 総会を、開会いたします。出席農業委員は、19名中18名で、定足数に達しておりますので、本総会は、成立しております。
	——— 会務報告 ———
議長	まずは、会務報告について、事務局からの報告を求めます。
事務局	〔事務局 報告〕
	——— 日程第1 議事録署名委員の指名 ———
議長	次に、日程第1、始良市農業委員会 会議規則 第17条、第2項に規定する、議事録 署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
委員	『異議なし』
議長	それでは、農業委員17番、農業委員、農業委員18番、農業委員に、お願いいたします。
	——— 日程第2 会議書記の指名 ———
議長	次に、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記 には、事務局職員の、局長補佐と、主任主査を、指名いたします。これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこと、となっております。該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案 終了後に入室、着席していただきます。なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくお願いいたします。

—— 日程第3 議案第1号 ——

議長 それでは、日程第3、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。1番から3番について、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について説明いたします。公示日は9月2日で、契約の始期は、さかのぼって令和6年9月1日を、それぞれ予定しています。契約年数につきましては、2年間で1件、5年間で2件、合計3件、面積は合計で4,176㎡となっております。内容につきましては、総会資料の2ページからですので、ご確認ください。8月は、議事参与の制限に関わるものはないようでしたが、関連する方がいらっしゃいましたら、申し出てください。以上で1号議案の説明を終わります

議長 これより、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から3番について、質疑に入ります。1番から3番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。

委員 「質疑・意見なし」

議長 それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から3番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委員 [賛成多数]

議長 賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から3番については、原案のとおり決定いたしました。

—— 日程第4 議案第2号 ——

議長 次に、日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から4番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は3ページです。今月の申請件数に

	<p>つきましては、4件となっております。先般、各担当委員におかれましては、事前調査がなされ現地調査報告書がございますので、審議の参考としてください。それでは、1番につきましてご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、蒲生町西浦の畑が1筆と田が1筆、面積は2,392㎡で、贈与による所有権移転です。以上で、1番の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員11番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、11番農業委員です。調査報告いたします。令和6年8月15日、〇〇さんの実家で、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。主に、稲作と銀杏、栗を耕作しています。農業用機械は、トラクター1台、田植機1台、軽トラ1台、草刈り機2台等、全て揃っております。労働力は夫婦でされております。鹿児島市に住まわれており、通作に42km、1時間30分ぐらいかかるが大変じゃないのか、と話をしたところ、30年以上、通作しているので、大丈夫との事でした。収穫、植え付けは実家に泊まりながらしていきますと、自信をもっておられました。よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番につきましてご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、加治木町小山田の畑が2筆、面積は9,427㎡で、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員12番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、12番 推進委員です。調査報告いたします。令和6年8月15日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。現在、〇〇番地を〇〇さん、〇〇番地を〇〇さんが耕作中であり、有機農業をおこなっております。早急に返してもらおうわけにはいきませんので、他の農地が見つかるまでは、耕作となりますが、早急に次の段階と段取りすることになります。労働力は、特に問題ありません。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>

議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきましてご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、加治木町小山田の畑が1筆、面積は894㎡で、売買による所有権移転です。隣接地の宅地も購入する予定との事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員12番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、12番 推進委員です。調査報告いたします。令和6年8月14日、譲受人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は私の自宅から400mの位置です。本人は学校の先生で、来年3月に定年退職となり、生まれも加治木の萩原との事でした。果樹を植えたいとの事です。3条の許可が得られ次第、購入したいとの事でした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきましてご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、脇元の畑が2筆、面積は354㎡で、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員5番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、5番 推進委員です。調査報告いたします。令和6年8月17日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は奥様と2人です。農業用機械は、軽トラ、草払い機等、揃っております。申請地は、自宅の隣接地であり、現在竹藪になっておりますが、今後は整地して、蜜柑を植えたいとの事でした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。

委員	[質疑・意見なし]
議長	それでは、お諮りいたします。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番について、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため、許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	[賛成多数]
議長	賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番については、原案のとおり決定いたしました。
	—— 日程第5 議案第3号 ——
議長	次に、日程第5、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可について、議題に供します。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第3号、農地転用事業計画変更申請について、ご説明いたします。総会資料は、4ページとなっております。今月の申請件数につきましては、1件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請者は、事業計画変更前が〇〇、変更後は〇〇、申請地は寺師の畑が1筆で、面積は680㎡となっております。平成27年10月26日に、山林とのことで、5条許可を得ておりましたが、申請地取得後、植林し山林としていたが、地目変更前に伐採してしまった為、今回、地目変更する為に、事業計画変更申請と、農地法5条申請が提出されております。5条申請は、この後の、議案第5号の4番との関連案件であります。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員16番、農業委員に、議案第5号の4番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、16番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北に、約200mの位置です。被害防除現況

	<p>としましては、東が山林、西が宅地、南が山林、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>〔質疑・意見なし〕</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番については、原案のとおり意見決定と許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>〔賛成多数〕</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。</p>
	<p>———— 日程第6 議案第4号 ————</p>
議 長	<p>次に、日程第6、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は5ページになっております。今月の申請件数につきましては、1件となっております。それでは1番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、申請地は北山の畑が1筆で、面積は、616㎡です。農地区分は第2種農地で、転用目的は、山林となっております。申請理由は、クヌギを植林し山林として活用したいとの事です。顛末書が参考資料の8ページに添付しております。平成5年に、申請人の父がすでにクヌギを植え、現在山林の状態になっていることで、今回、追認で農地法の許可を得ようとするものです。以上で説明を終ります。</p>

議 長	ただいまの説明に関連し、農業委員16番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、16番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するので、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南西に、約200mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が里道、西が保安林、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、すでに転用済の為、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。
——— 日程第7 議案第5号 ———	
議 長	次に、日程第7、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から8番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は6ページから8ページでございます。今月の申請件数につきましては、8件であります。それでは、1番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲

	<p>渡人は、〇〇、土地の所在は、西餅田の田が1筆、畑が1筆、面積は161㎡となっております。隣接の宅地との一体利用の計画で、全体面積は、312.72㎡です。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、宅地造成です。申請理由は、1区画の宅地造成をしたいとの事です。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員15番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、15番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北に、約380mの位置です。被害防除現況としましては、東が水路、西が公衆用道路、南が公衆用道路と宅地、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番につきまして、ご説明いたします。借人は、〇〇、貸人は、〇〇、土地の所在は、木田の田が1筆、面積は884㎡のうち、285㎡となっております。使用貸借権で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、一般住宅です。申請理由は、自己の住宅を建築したいとの事です。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員9番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、9番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約200mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が畑、南が畑、北が市道です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、3番について、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、北山の田が1筆、畑が1筆、面積は1,392㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第2種農地です。転用目的は、山林です。申請理由は、クヌギの苗木を植え、山林として利用したいとの事です。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員16番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、16番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約780mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が田と保安林、南が田、北が畑と墓地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、寺師の畑が1筆、面積は680㎡となっております。議案第3号1番との関連申請地です。所有権移転で、農地区分は第2種農地です。転用目的は、山林です。申請理由は、クヌギの苗木を植え、山林として利用したいとの事です。以上で説明を終わります。以上で説明を終わります。
議長	本件につきましては、議案第3号の1番で、農業委員16番、農業委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	5番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、西餅田の田が1筆、面積は1,501㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、宅地造成です。申請理由は、5区画の宅地造成を行いたいとの事です。以上で説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員12番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、12番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約100mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、6番について、事務局の説明を求めます。
事務局	6番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、西餅田の田が1筆、面積は588㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、宅地造成です。申請理由は、1区画の宅地造成を行いたいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員12番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、12番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北に、約30mの位置です。被害防除現況としましては、東が転用許可地、西が田、南が公衆用道路、北が水路です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、7番について、事務局の説明を求めます。
事務局	7番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、蒲生町下久徳の畑が1筆、面積は611㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第1種農地です。転用目的は、一般住宅です。申請理由は、一般住宅を建築したいとの事です。第1種農地でありますので、県農業委員会ネットワーク機構の、

	<p>意見聴取案件であります。参考資料の32ページに、面積超の理由書が添付されております。申請面積が611㎡で、500㎡を超えておりますので、添付しております。申請地の南側が河川であり、崖となっている為、建築確認時に崖の高さから水平の2倍の距離を取らなければならないラインがあり、建築不可面積159㎡、有効宅地面積、452㎡であり、おおむね500㎡以内となっております。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員9番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、9番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約560mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が河川、北が市道です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、県農業委員会ネットワークへの意見聴取案件とし、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、8番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>8番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、脇元の田が3筆、面積は692㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、宅地造成です。申請理由は、申請地に1区画の店舗用造成をしたいとの事です。補足説明としまして、参考資料の35ページに計画図面があり、真ん中に里道がありますが、将来的には払い下げを受け、取得する予定になっているとの事です。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員15番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、15番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北に、約70mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が国道、南が宅地、北が畑と雑種地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にあ</p>

	りません。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から8番について、質疑に入ります。
議 長	質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。
	議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から8番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から8番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、7番につきましては、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。
	——— 日程第8 議案第6号 ———
議 長	次に、日程第8、議案第6号、非農地証明願について、議題に供します。1番と2番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第6号、非農地証明願について、ご説明いたします。総会資料は9ページになっております。今月の申請件数は2件となっております。1番につきまして、説明いたします。申請人は〇〇、申請地は西餅田の田が1筆で52㎡です。農地区分は第3種農地、現況は宅地です。平成3年7月6日に建物を建築された頃から宅地として利用し、現在に至っているとの事で、非農地証明願が提出されております。以上で説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 1 2 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、1 2 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約 1 0 0 m の位置です。申請の通り、宅地となり 3 2 年程度、経過しております。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が市道、北が宅地です。非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地となり 2 0 年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2 番につきまして、説明いたします。申請人は〇〇、申請地は平松の畑が 1 筆で 7 2 0 m <sup>2</sup> です。農地区分は第 2 種農地、現況は宅地です。明治 4 0 年に倉庫を建築され、地目が畑のままで、現在に至っているとの事で、非農地証明願が提出されております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 1 5 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、1 5 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 2 種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇の、隣接地であります。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地となり 2 0 年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第 6 号、非農地証明願についての、1 番と 2 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。議案第 6 号、非農地証明願についての、1 番と 2 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第6号、非農地証明願についての、1番と2番については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。
	—— 日程第9 ——
議長	次に、日程第9、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）について、事務局からの報告を求めます。
事務局	〔事務局 説明〕
議長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委員	はい、農業委員14番です。担い手区分が、非担い手となっておりますが、現在進められている目標地区、地域計画に、非担い手の方も、位置づけられるのか。
事務局	国、県が示す、現時点の担い手区分には、認定農業者、認定新規就農者が、主に、この区分に該当する方々で、それ以外の方々は、現状、非担い手の区分としての、表記となっております。ただ、地域計画の策定については、認定農業者、認定新規就農者以外の方も、農業を担う者として、地域計画に位置付けることができると、なっています。
議長	他に、ありませんか。それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
	—— 日程第10 ——
議長	次に、日程第10、農地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局からの報告を求めます。
事務局	〔事務局 説明〕
議長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」

議 長	<p>それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。</p> <p>—— 日程第 1 1 ——</p>
議 長	<p>次に、日程第 1 1、その他ですが、農政課の方から先にお願ひします。</p>
農政課 議 長 委員	<p>〔地域計画について〕 〔県農業委員会の決議について〕 〔農業委員会だよりについて〕 〔農業者年金 農業新聞について〕 〔鹿児島就業相談会について〕</p>
議 長	<p>事務局からは、何かありませんか。</p>
事務局	<p>〔利用状況調査等の日誌の記入について〕</p>
議 長	<p>それでは、以上をもちまして、令和 6 年 8 月、始良市農業委員会総会を、閉会いたします。</p>
事務局	<p>姿勢を正してください。一同礼。</p>

## 議事録署名委員

署名委員\_\_\_\_\_

署名委員\_\_\_\_\_